

「平成 21 年度統計法施行状況報告」のうち、
第 2 ワーキンググループ対象分野への委員意見

「平成21年度統計法施行状況報告」の別編【基本計画事項別推進状況】に対する委員からのコメント

| 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|--|--|-----------|-------------------------------|
| <p>第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備</p> | <p>社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準(SNA、ESSPROS(欧州統合社会保護統計制度)、SOCX(OECD社会支出統計)、SHAなど)に基づく統計との整合性の向上について検討する。</p> | 厚生労働省 | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |
| <p>(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上</p> | <p>医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計(OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計)を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。</p> | 厚生労働省 | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |
| <p>3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備</p> | <p>配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。</p> | 総務省 | 平成23年中に結論を得る。 |
| | <p>就業(就職及び離職の状況、就業抑制要因など)と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。</p> | 総務省、厚生労働省 | 原則として平成21年中に結論を得る。 |
| | <p>世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。</p> | 厚生労働省 | 平成21年度中に結論を得る。 |

| 平成21年度中の検討状況又は進捗状況 | 委員からのコメント |
|--|---|
| <p>平成21年度より、各種の国際基準やSNAに基づく統計との整合性に関する検討を開始し、ILOの新しい調査であるSocial Security Inquiryの動向やSNAとの関係などを整理した(進捗状況は研究所機関誌等で公表)。今後は、さらにESSPROS等の調査・確認を進めていく予定。また、社会保障費用統計に関する国際会議(社会支出統計専門家会議及び年金専門家会議:OECD韓国合同地域センター(RCHSP)と国際労働機関(ILO)が共同で平成21年11月開催)に参加して情報収集などを行い、左記の検討における参考資料とした。</p> | <p>平成21年度に行った国際基準、SNAとの整合性の検討結果を評価し、基幹統計化に向けての見直しをつける必要がある。</p> |
| <p>当該検討を行うにあたり、SHA手法に関する検討は専門的・技術的であることから、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とし、21年度に有識者を招いた「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、21年度中に検討を行う予定。平成22年4月26日に第1回検討会を開催。</p> | <p>本件についての方針には大いに賛同するが、レセプトのナショナルデータベース整備と連携し、レセプト情報の利活用に基づく統計作成を主とすべきものと考えている。新政権下で、レセプト活用についての諸政策が減速したかの印象を与えていることについては遺憾である。 平成21年度に厚生労働省が設置した「医療費統計の整備に関する検討会」の検討状況の内容を評価し、今後の見直しをつける必要がある。</p> |
| <p>21年度に把握が必要な調査事項や結果表章が求められる地域区分などの統計ニーズについて、有識者から意見聴取を実施。結婚・出産・就業など「家族」と「労働」の両方の領域をカバーすることが必要等の意見が出たことを踏まえ、引き続き有識者から意見聴取を行うとともに、把握が必要な調査事項や調査方法についての検討を進める予定。</p> | |
| <p>「雇用失業統計研究会」において、有識者の知見を得ながら、就業と結婚等との関係についてより詳しく分析するために必要な集計事項について検討。この結果を踏まえ、平成19年就業構造基本調査を活用し、関連する項目に関して追加集計等を行う予定。【総務省】</p> <p>就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握しているが、他の統計調査についても必要な事項がないか、今後も引き続き検討するため、21年度に外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を立ち上げ、22年度から引き続き検討を行う予定。</p> <p>(1)雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。</p> <p>(2)縦断調査(現在、実施している主な調査項目) ・21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 ・21世紀成年者縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等 ・中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等【厚生労働省】</p> | <p>厚生労働省自体、厚生労働省が設けた「厚生労働統計の整備に関する検討会」、労働政策研究・研修機構における、これらの問題に関する検討結果、今後の見直しについてヒアリングする必要あり。</p> <p>総務省が設けた「雇用失業研究会」における、これらの問題に関する検討結果の評価、今後の見直しについてヒアリングする必要あり。</p> <p>「雇用動向調査」に含まれるワークライフバランスに関連する項目は、離職者票の離職理由における回答肢のみなのか、非離職者も含めた雇用者(雇用される労働者)である有配偶女性およびその夫全員を対象として、世帯内での家事・育児をだれがどのように分担しているのかを尋ねることはできないのか。また、育児・介護休業制度の実施について、実際どのような形で実施されているのか(それとも実施されていないのか)についても尋ねることはできないのだろうか。どういう形であれ、もうすこし雇用・労働の側面からのワークライフバランスに関する質問を充実させることができればこの調査の有用性が増すと思われる。</p> <p>各調査の検討状況および進捗状況とは直接関係はないが、21世紀成年者縦断調査および中高年縦断調査について、今後調査委員調査から郵送調査に切り替えられると思うが、この調査方法の変更が及ぼす影響について心配している。これについても、WGで話し合いの機会が持てないだろうか。</p> |
| <p>世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本を追加する方向である。</p> <p>有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」を平成21年3月に設置、検討し、平成22年3月31日に最終とりまとめを行い、21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査それぞれ新たな標本の追加が必要であるとの提言があった。</p> <p>今後は、21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たな標本の追加のための予算を確保し、12月実施を予定している。</p> <p>また、21世紀成年者縦断調査では、平成23年度予算要求を行う方向で検討する。</p> | |

| 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|--|---|-------|-------------------------------|
| 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備 | 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。 | 総務省 | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |
| | 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。 ・ 集計の充実(性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など) ・ 作成時期(現行は3月末)の見直し | 総務省 | 平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。 |
| | 人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年中に結論を得る。 |
| (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備 | 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確かな把握について検討する。 | 総務省 | 平成23年中に結論を得る。 |
| | 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。 | 総務省 | 平成25年中に結論を得る。 |
| | 地域コミュニティ活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。 | 総務省 | 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。 |
| | 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。 | 厚生労働省 | 平成25年調査の企画時期までに結論を得る。 |
| | 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。 | 厚生労働省 | 平成23年中に結論を得る。 |

| 平成21年度中の検討状況又は進捗状況 | 委員からのコメント |
|--|--|
| <p>結果表章の詳細化について、地方公共団体に対して説明を行い、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たところであり、22年度から整備を図っていく予定。</p> | <p>住民基本台帳に関連して、移動報告の集計の詳細化、人口・人口動態・世帯数の集計の充実・作成時期の変更を行うため、地方公共団体との調整が求められているが、その協議の結果・今後の見通しにつきより詳しい報告をヒアリングする必要あり。</p> |
| <p>基本計画に例示された調査項目や調査基準日の見直しについて、現在、都道府県に意見を照会しているところ、その結果を踏まえ、平成22年度はこれらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p> | <p>住民基本台帳に関連して、移動報告の集計の詳細化、人口・人口動態・世帯数の集計の充実・作成時期の変更を行うため、地方公共団体との調整が求められているが、その協議の結果・今後の見通しにつきより詳しい報告をヒアリングする必要あり。</p> <p>方針には、賛成するが国勢調査による検証の仕組みも検討する必要がある。</p> |
| <p>[平成21年度] 外部有識者の意見を参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された月別、生年年齢別の統計表を作成することとした。 (追加統計表案) ・(出生)出生数、出生月・母の生年年齢別 ・(婚姻)婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別 - 夫・妻 - ・(離婚)離婚件数、届出月・届出時生年年齢別 - 夫・妻 - (追加時期)平成21年人口動態統計(確定数) (平成22年9月公表予定)</p> <p>[平成22年度] 上記統計表案の追加について、基幹統計調査の変更申請を行い、9月の公表予定までに承認を得る。</p> | |
| <p>21年度に、的確に把握すべき「個計化の状況」について、有識者からの意見聴取等を実施。有識者から聴取した「世帯を単位としない個人単位の消費動向を把握するニーズ」を踏まえ、22年度に個計化の状況を把握するための試験調査実施を検討中。</p> | |
| <p>平成21年10～11月にかけて、全国単身世帯収支実態調査()を実施。全国消費実態調査の結果を補完するため、民間調査機関のモニター世帯を対象に若・中年単身世帯の家計の実態を把握することを目的として実施。 平成22年の結果公表に向けて、集計作業を行っているところ。</p> | |
| <p>「生活時間統計に関する検討会」(平成21年7月～平成22年2月の間に分科会を含め5回開催)において、次回調査の論点整理を実施。その結果、地域コミュニティ活動などに関する項目やワーク・ライフ・バランスの分析に資する項目の拡充を図る方針を確認した。22年度は、これに基づき、次回調査の具体的な企画を進める予定。</p> | |
| <p>平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」(平成19～21年度)を行った。 (研究の概要) 行政需要に即応し、かつ記入者負担軽減の観点に基づいた各調査票の再設計と調査票種類の再編成についての調査研究、調査規模、調査周期等の課題解決を含んだ国民生活基礎調査の全体系に関する調査研究を行った。また、所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるには、現行の抽出方法が適当か、層化二段抽出が適当か等の研究を行った。 今後は、研究結果を踏まえ、対応の可能性を検討し、試験調査の実施を検討する。 (試験調査スケジュール) 平成22年度 まとまった研究結果を踏まえ、調査票の設計等の検討開始 試験調査について、実施案検討、予算要求、総務省の承認申請 平成23年度 試験調査の実施 試験調査の結果を踏まえ、標本規模の拡大等、平成25年調査に向けた見直しについて結論を得る。</p> | <p>左記の調査研究について、都道府県別に(所得票及び貯蓄票の)回収率が異なる可能性があり、そのことが、回収された結果を元に集計される「調査結果の都道府県別表章」の値に影響を与えうること、したがって都道府県別の表章をする際には、都道府県別の回収率に関するある種の情報を併せて提供することが、表章されている推計結果の客観的な解釈のためには必要であるかもしれない、といったことについて、検討はなされている(もしくは、なされた)のか。上記の点は、基本計画策定時に議論になったのかどうか定かではないが、もしなっていなかったとしても、25年度調査の結果報告で都道府県表章を行うことを考えているのならば、検討が必要であろうと考えられるかどうか。</p> |
| <p>国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会(平成22年1月25日)等による審議を経て、平成22年調査(大規模調査)において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表(6表)を拡充することとした。 (追加統計表) ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別 ・高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別 ・世帯人員数(6歳以上)、健康意識・生活意識別 ・世帯人員数(12歳以上)、こころの状態(点数階級)・生活意識別 ・世帯人員数(15歳以上)、健康意識・性・生活意識別 ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別</p> | |

| 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|--|--|--------------------------|-----------------------|
| 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備 | 住宅・土地に関する統計体系について検討する。 なお、この検討に当たっては、住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。 | 総務省 (関連:国土交通省) | 平成25年調査の企画時期までに結論を得る。 |
| (4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備 | 暴力行為、不登校、いじめ等の児童生徒の問題行動に関する事項を含む統計調査(児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等)において、より客観的な基準の設定等、統計の比較可能性向上策について検討する。 | 文部科学省 | 平成21年中に結論を得る。 |
| | 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討する。 | 文部科学省 | 平成22年中に結論を得る。 |
| | 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。 | 各調査の実施府省 | 原則として平成21年中に結論を得る。 |
| | 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討する。 | 文部科学省 | 平成25年中に結論を得る。 |
| | 学校外学習の実態把握の観点から、子どもの学習費調査において、塾への通学頻度や進路希望などの項目を追加することについて検討する。 | 文部科学省 | 平成22年中に結論を得る。 |
| (5) 環境に関する統計の段階的な整備 | 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。 | 環境省 | 平成21年度から実施する。 |
| | 関係府省と協力して、この数年内に、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実や気候変動による影響(人間、農作物、建築物等)に関する統計を整備する。 | 環境省 | 平成22年度から実施する。 |
| | 総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。 | 総務省、環境省、資源エネルギー庁 | 平成21年度から実施する。 |
| | 新エネルギー関連の一次統計については、既存の公表データを精査し、必要性を確認の上、新エネルギーなど再生可能エネルギーについての公的な一次統計の作成について検討を開始する。 | 関係府省 (農林水産省、資源エネルギー庁) | 平成21年度から検討する。 |

| 平成21年度中の検討状況又は進捗状況 | 委員からのコメント |
|---|---|
| <p>平成20年住宅・土地統計調査の集計については、確報集計結果(当初予定していた結果表)を平成22年3月30日までに公表。また、新たな統計ニーズ等へ対応するためにホームページ等において追加で作成する結果表の公募を実施し、現在集計手続を行っているところ。</p> <p>また、住生活総合調査の集計に関し、平成20年住宅・土地統計調査の個票データについて、統計法第33条第1項に基づく手続を行っているところ。</p> <p>「住生活総合調査との統合の是非」の観点に係る検討状況は、地方自治体の住宅主管部局に対する実務ヒアリングを実施したところ。今後、これらを通じて検討課題等を把握した上で、具体的な検討を進める予定。</p> | |
| <p>平成20年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施により明らかとなった課題等への対応策について検討し、平成21年度以降の調査において改善を図った。</p> <p>(具体的対応状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査票の様式や注記の改善。 2 調査項目の重複が見られるものや、統計上比較可能な顕著な差がみられない項目を整理・統合。 3 公表実績がなく、予算、分析に活用している実態も無い項目があったため調査項目を削除。 4 平成21年度から新たに制度として設けたもの(高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いについて)があるため調査項目に追加。 5 平成20年度調査結果を受けて、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めるよう通知を发出。 | <p>「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における問題行動のより客観的指標としてどのような指標を設定し、比較可能性を高めたかを評価する必要あり。</p> |
| <p>当該基本計画等で指摘されている事項に対応するため、省内に有識者からなる「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を平成21年2月に設置しており、学校保健統計調査については、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策等について検討を行った。平成22年中に結論を得る予定。</p> | |
| <p>労働力調査、就業構造基本調査、社会生活基本調査においては、従前から学歴等の教育関連項目として、「在学、卒業等教育の状況」を設置しており、社会生活や雇用・労働等と教育との関係に関するデータを公表済。</p> <p>【総務省】</p> <p>(関係する統計調査における対応の方向)</p> <p>国民生活基礎調査 統計委員会(平成22年1月25日)等による審議を経て、平成22年調査(大規模調査)において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分(小学・中学、高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院)を把握することとした。</p> <p>【厚生労働省】</p> | |
| <p>「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を設置しており、今後、同検討会において検討を進める予定。</p> | |
| <p>「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を設置しており、平成21年度は同検討会において検討に着手したところ。平成22年度は、引き続き同検討会において検討を進める予定。</p> | |
| <p>気象庁が作成する気候統計を活用し、文科省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った。</p> | |
| <p>環境省において設置している温室効果ガス排出量算定方法検討会等において関係府省と協力して温室効果ガス排出量・吸収量の算定に用いる統計データの充実や統計データのとりまとめの早期化について検討を行った。今後も、同検討会等において引き続き検討を進めていく予定。</p> <p>温室効果ガスインベントリ及び議定書補足情報の作成に当たって、算定方法及び使用データの確認・検討、統計・文献調査等の情報収集・検討を行った。今後は吸収・排出量の算定及び品質管理を進めていく予定。</p> | |
| <p>平成21年全国消費実態調査の耐久財等調査票において、関連する調査項目の一部(ハイブリット車・電気自動車等)を導入し、調査を実施。</p> <p>環境省と調整を行った上で、エネルギー消費に関する特別集計を行い、23年度に公表予定。</p> | |
| <p>既存の公表データを精査し、公的な一次統計の整備について検討しているところ。具体的には「平成21年度新エネルギー等導入促進基礎調査(新エネルギーの統計整備に関する基礎調査)」を行い、既存のエネルギーに関する統計データ等から、新エネルギー等の普及実績に係る現行の集計方法を分析・評価した。</p> | |

| 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|--|--|---------------------------------|-----------------------------|
| 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備 | 総合エネルギー統計については、政策立案や地球温暖化対策を実施しうよう、速報値の公表について、正確性を確保しつつ、早期化に努める。そのため、関係府省は、総合エネルギー統計の作成に利用する基礎統計について前年度データの速報値をできるだけ早期に利用できるよう努める。 | 資源エネルギー庁、関係府省(林野庁、経済産業省、国土交通省等) | 平成21年度から実施する。 |
| | 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。 | 関係府省(農林水産省、経済産業省、環境省) | 平成21年度に設置する。 |
| | 総務省及び経済産業省と協力して、環境分野分析用の産業連関表の充実についての検討を開始する。 | 環境省 | 平成21年度から検討する。 |
| | 総務省始め関係府省と協力して、この数年内に環境に関する統計と経済社会領域の統計(人口、経済活動、建築、建設物、社会施設等)を地理情報上に結び付けて、領域環境統計を構築することの検討を開始する。 | 環境省 | 平成21年度から検討する。 |
| (7) グローバル化の進展に対応した統計の整備 | 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計(在留外国人統計)及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。 | 法務省 | 平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。 |
| | 人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年中に結論を得る。 |
| (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 | 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。 | 各調査の実施府省 | 原則として平成21年中に結論を得る。 |

| 平成21年度中の検討状況又は進捗状況 | 委員からのコメント |
|---|--|
| <p>総合エネルギー統計については、1次統計の作成・提供を受ける各府省との連携の下、統計の正確性に配慮しつつ速報値公表の早期化に対応。</p> | |
| <p>関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる「廃棄物統計の精度向上及び迅速化のための検討会」を設置し、平成21年12月より計4回実施した。その結果、確定値がまとまるまでの間、速報値を算出すること、統計のさらなる精緻化の検討を行うこととされた。</p> | |
| <p>産業連関表の充実について検討を行い、専門的な知見を踏まえた検討及びそのための予算要求が必要であるとの結論を得た。同結論を踏まえ、平成21年度に産業連関表関連予算の要求を行い、平成22年度予算を確保した。</p> | |
| <p>21年度は、検討のため、先行事例等の技術的な要素の情報収集を行い、実施策として適用可能性の評価を行った。</p> | |
| <p>21年度は特段の取組実績はなし。なお、今後平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得るよう予定。</p> | |
| <p>(平成21年度) 外部有識者の意見を参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された年齢別の統計表を作成することとした。 (追加統計表案) ・(出生) 【日本における日本人】 父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 母日本・父外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別 【日本における外国人】 出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)・嫡出子・嫡出でない子別 ・(婚姻) 【日本における日本人】 夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) ・(離婚) 【日本における日本人】 夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 【日本における外国人】 離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) (追加時期)平成21年人口動態統計(確定数)(平成22年9月公表予定)(平成22年度)は、上記統計表案の追加について、基幹統計調査の変更申請を行い、9月の公表予定までに承認を得る。</p> | <p>人口動態統計における外国人統計をできるかぎり年齢別(できれば性・年齢別)に集計することは重要かつ必要なことであり、統計の有用性が上がると思う。さらに、行政記録を利用して、外国人についての統計を充実させる上で、人口動態統計のみならず、国勢調査および出入国管理統計を用いることも検討してはどうか。特に、わが国に居住する外国人人口について、国勢調査と出入国管理統計との間に相当な差異(乖離)がみられるように思うが、これについてさらなるクロスチェックと検証が必要ではないか。</p> |
| <p>「雇用契約期間の把握に関するアンケート」結果を踏まえ、「雇用失業統計研究会」において対応を検討。【総務省】 対応の方向性として、調査への導入は、回答内容の信頼性の問題及び毎月把握の必要性が低いことから、就業構造基本調査を活用することも見据えて引き続き検討。【総務省】 雇用者に関する用語や概念については、総務省への統計調査の承認・申請等の際、必要な調整を実施して整合性を図るように努めていく。【厚生労働省】</p> | <p>厚生労働省自体、厚生労働省が設けた「厚生労働統計の整備に関する検討会」、労働政策研究・研修機構における、これらの問題に関する検討結果、今後の見通しについてヒアリングする必要あり。 総務省が設けた「雇用失業研究会」における、これらの問題に関する検討結果の評価、今後の見通しについてヒアリングする必要あり。</p> |

| 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|---|---|--|--------------------------------|
| 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 | 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。 | 総務省、厚生労働省 | 原則として平成21年中に結論を得る。 |
| | 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。 | 総務省 | 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。 |
| | 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。 | 厚生労働省 | 平成24年末までに実施する。 |
| | 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。 | 厚生労働省 | ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。 |
| | 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。 | 厚生労働省 | 平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。 |
| | 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。 | 総務省 | 平成25年度までを目途に結論を得る。 |
| | 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。 | 厚生労働省、総務省 | 平成21年度から検討する。 |
| | (9) その他 | 平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、残された調査実施上の課題について、平成27年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、調査の内容面について、広く世の中のニーズを踏まえて検討する。 | 総務省 |
| | 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。 | 厚生労働省 | 平成23年調査の企画時期までに結論を得る。 |
| | 犯罪被害実態(暗数)調査における標本数の拡充等による精度向上について検討する。 | 法務省 | 平成24年調査の企画時期までに結論を得る。 |

| 平成21年度中の検討状況又は進捗状況 | 委員からのコメント |
|--|--|
| <p>実労働時間のより適切な把握について、「雇用失業統計研究会」において対応を検討。その結果、労働力調査の労働時間関連の項目の充実を視野に入れ、「実労働時間に関するアンケート」を実施すると結論が得られた。今後、アンケート結果を踏まえつつ、引き続き実労働時間の把握方法、推計方法について検討する予定。【総務省】</p> <p>統計委員会(平成22年1月25日)等における審議を経て、平成22年国民生活基礎調査(大規模調査)において、引き続き1週間の実労働時間を把握することが了承された。なお、1週間の実労働時間は平成16年調査(大規模調査のみ)から把握している。【厚生労働省】</p> | <p>厚生労働省自体、厚生労働省が設けた「厚生労働統計の整備に関する検討会」、労働政策研究・研修機構における、これらの問題に関する検討結果、今後の見通しについてヒアリングする必要あり。</p> |
| <p>「生活時間統計等に関する検討会」(平成21年7月～平成22年2月の間に分科会を含め5回開催)において、次回調査の論点整理を実施。その結果、地域コミュニティ活動などに関する項目やワーク・ライフ・バランスの分析に資する項目の拡充を図る方針を確認した。22年度は、これに基づき、次回調査の具体的な企画を進める予定。</p> | |
| <p>労働政策研究・研修機構(JILPT)において当該指標の推計方法を研究中である。</p> <p>具体的には、 雇用動向調査の個票データを用いて、雇用を増やした(減らした)事業所の増加(減少)量を推計 雇用保険データ(被保険者数が記録された事業所データ)を用いて、新設(廃止)事業所の労働者比率を推計 とを組み合わせることで、雇用増加(減少)事業所における増加(減少)量を新設(廃止)による増加(雇用創出)(減少(雇用消失))と事業の拡大(縮小)による増加(減少)に分離する。 方法について、データ処理を精緻化する方法とともに、研究を進めているところである。</p> | <p>雇用創出・消失については、労働者人数の把握だけでなく、労働者属性、とりわけ、創出・消失のあった労働者の労働時間ベースの把握も重要ではないか。 週間労働時間40時間の正規雇用者1人の創出と、週間労働時間20時間の非正規雇用者2人の創出は、人数ベースでは後者が前者の2倍だが、労働時間ベースでは同じである。こういった点は研究されているのか。</p> |
| <p>ビジネスレジスターの整備については、現在、総務省の「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で検討中であるため、それを踏まえ検討する。</p> | |
| <p>平成21年度は、既存調査で把握している事項の整理を行った。また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を設置し、平成22年4月27日に1回目の検討会を開催。今後、検討会を通じて対応を検討する。</p> | <p>厚生労働省自体、厚生労働省が設けた「厚生労働統計の整備に関する検討会」、労働政策研究・研修機構における、これらの問題に関する検討結果、今後の見通しについてヒアリングする必要あり。</p> |
| <p>既存の学術研究などの関連情報の収集。今後、雇用失業統計研究会なども活用し、検討を進める予定。</p> | |
| <p>労働政策研究・研修機構(JILPT)において諸外国の状況の調査を行った。【厚生労働省】 今後、労働政策研究・研修機構(JILPT)における諸外国の状況把握を踏まえ、日本において総合的な労働力需給の指標を導入する際の諸条件の検討・整理を行う。</p> | <p>厚生労働省自体、厚生労働省が設けた「厚生労働統計の整備に関する検討会」、労働政策研究・研修機構における、これらの問題に関する検討結果、今後の見通しについてヒアリングする必要あり。</p> |
| <p>平成22年国勢調査実施前のため取組実績なし。</p> | |
| <p>医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。 (調査スケジュール) 平成22年度 4月 調査企画開始 10月 医療施設調査・患者調査 調査票 社会保障審議会統計分科会審議(予定) 12月 統計委員会へ諮問、総務省へ承認申請(予定) 平成23年度 調査の実施</p> | |
| <p>21年度は特段の取組実績はなし。なお、今後平成24年調査の企画時期までに結論を得るよう予定。</p> | |

| 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|--|--|------------------------------|-------------------------------|
| 第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査 | 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。 | 総務省 | 平成21年度から具体的検討を開始する。 |
| | 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。 | 関係府省 (農林水産省、国土交通省、厚生労働省等) | 統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。 |

| 平成21年度中の検討状況又は進捗状況 | 委員からのコメント |
|---|---|
| <p>結果表章の詳細化について、地方公共団体に対して説明を行い、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たところであり、22年度から整備を図っていく予定。</p> | <p>住民基本台帳に関連して、移動報告の集計の詳細化、人口・人口動態・世帯数の集計の充実・作成時期の変更を行うため、地方公共団体との調整が求められているが、その協議の結果・今後の見通しにつきより詳しい報告をヒアリングする必要あり。</p> |
| <p>次回(平成23年実施予定)調査の企画に際して行政記録の活用も検討することとしている。 (企画案については平成22年4月以降検討する予定。)(厚生労働省)</p> <p>2008年漁業センサス(平成20年11月実施)において一部地域で試行を行った結果を踏まえ、2013年漁業センサスの実施に係る統計委員会(平成24年度予定)で、2008年調査の課題等を整理・検討し、2013年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】</p> <p>土地基本調査については、平成22年度より検討会を設置して次回調査に向けた調査設計を行う予定であり、昨年度の予算要求において、必要経費を要求したところである。固定資産課税台帳データの活用方法については、当該検討会に総務省等の関係者の参画を得て、活用面の課題解決に向けた検討を行うこととしている。【国土交通省】</p> | |

| 項目 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
|--|--|-------|--|
| 別紙 1 指定統計から基幹統計に移行する統計の整備 (3) 一定の検討を行う基幹統計 | 【民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査】 民間給与実態統計は、民間企業における年間の給与支給及び所得税の源泉徴収等の実態について給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に把握する統計であり、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等に不可欠な統計である。 また、地方公務員給与実態調査は、約300万人に及ぶ地方公務員の給与実態を把握する統計であり、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を作成するなど、地方公務員の給与に関する制度や運用の基礎資料として活用されるほか、地方財政計画の作成等に活用されており、地方行財政運営等に不可欠な統計である。 これら二つの統計については、人事院が実施する国家公務員給与等実態調査と併せて、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省が関係府省の協力を得て、その位置付けに関して検討を行う。なお、この検討に当たっては、給与制度の変更等への対応に係る機動性の確保に留意する。また、これら三つの統計は、それぞれ対象や目的が異なっており、調査として統合することは適当ではなく、また、現状の調査・公表の時期を変更することが極めて困難であることに留意する。 | 総務省 | 平成21年中に結論を得る。 |
| | 【船員労働統計】 船員労働統計は、船員が陸上労働者とは異なり、労働時間や休日等の労働環境について、労働基準法(昭和22年法律第49号)ではなく船員法(昭和22年法律第100号)が適用されるという特殊性を有していることから、こうした船員の報酬や雇用等の実態を把握する統計として、昭和32年以降作成されている。しかし、昨今、我が国の海運をめぐる状況は大きく変化しており、例えば、昭和49年には、約28万人であった船員数は、平成18年には、約8万人と大きく減少している。 他方、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計など、労働の需要側(企業・事業所)の主要統計においては、現在、対象となる労働者から船員が除かれており、本統計が単純に欠落してしまうことは、統計の体系的整備の観点からは問題がある。 このため、労働・雇用統計の体系的整備の観点から、総務省は、関係府省の協力を得て、本統計の位置付けに関して検討を行う。 | 総務省 | 平成21年中に結論を得る。 |
| 2 新たに基幹統計として整備する統計 | 【現在推計人口(加)】 現在推計人口は、国勢調査の合間の時点について、月別、年次別に推計される人口統計であって、全国人口については、国勢統計、人口動態調査、外国人統計及び国際人口移動統計を用いて、都道府県別人口については、それらに加えて国内人口移動統計を用いて作成される加工統計であり、各種政策を策定する上での基礎データや(人口当たりの)統計指標の分母人口として活用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、外国人統計、人口移動統計等の関連する人口統計との連携や精度の向上等を図る。 | 総務省 | 平成23年度までの整備に向けて、平成22年度から所要の準備を開始する。 |
| | 【完全生命表/簡易生命表(加)】 国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。 | 厚生労働省 | 平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。 |
| | 【社会保障給付費(加)】 ILOが国際比較上定めた社会保障の基準に基づいて、社会保険、公衆衛生サービス、公的扶助、社会福祉制度等の給付等に関する各種の統計を用いて作成される社会保障給付に関する最も基本的な統計であり、福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置付けられる。福祉・社会保障に関する各種施策に活用されるほか、福祉・社会保障の分野で研究者等に広く利用されている。 なお、統計の体系的整備等の観点から、本統計を基幹統計として、関連する各種業務統計等との連携や精度の向上等を図る。 | 厚生労働省 | 別表の第2の2(3)及び(4)に掲げられた課題の検討状況を踏まえ、できるだけ早期に整備する。 |

| 平成21年度中の検討状況又は進捗状況 | 委員からのコメント |
|--|--|
| <p>〔検討状況〕 民間給与実態統計を所管する財務省、地方公務員給与実態調査を所管する総務省及び国家公務員給与等実態調査を所管する人事院の協力を得て、三統計の整理を行った。</p> <p>〔検討結果〕 三統計については、今後とも、それぞれの調査によって作成される別々の統計としての位置付けを維持することが合理的と考えられる。</p> | <p>3給与統計の統合化については、基本計画でもその難しさが指摘されているが、統合の可能性について改めて再検討した結果の評価。</p> <p>民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査、国家公務員給与等実態調査の三統計について、別々の統計として維持することが合理的という結果が出ている。これは、21年(度)中に結論を得るとしている事項である。このような結果となった具体的な理由・検討の内容等を開示していただくとともに、(少なくとも別編の上記の部分を読む限りでは)「従前どおり」となっていることが、基本計画策定時の意図に沿っているかどうかも含めて、検証することが必要ではないか。</p> <p>民間給与実態統計、地方公務員給与実態調査、国家公務員給与等実態調査の三統計について、行政記録情報での補完等を検討した経緯はあるのかどうか。</p> |
| <p>〔検討状況〕 船員労働統計を所管する国土交通省、及び毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計を所管する厚生労働省の協力を得て、検討を行った。</p> <p>〔検討結果〕 船員労働統計については、従前同様、船員労働統計調査に基づいて作成される独立した統計として扱うことが、統計の内容としても明確であり、合理的であると考えられる。なお、船員に関する統計と陸上労働者に関する統計の一体的な利用については、一定の対応がなされていると考えられる。</p> | <p>従来どおり、船員労働統計を独立に作成するとの検討結果についての評価が必要。</p> <p>船員労働統計について、従前同様、独立した統計として扱うことが合理的という結果が出ている。これは、21年(度)中に結論を得るとしている事項である。このような結果となった具体的な理由・検討の内容等を開示していただくとともに、(少なくとも別編の上記の部分を読む限りでは)「従前どおり」となっていることが、基本計画策定時の意図に沿っているかどうかも含めて、検証することが必要ではないか。</p> |
| <p>21年度は取組実績なし。</p> | |
| <p>平成21年度は、申請に必要な資料や諮問へ向けてのスケジュールについて検討し、平成22年度は、年内の諮問に向けて必要な手続き担当と調整しながら進めていく予定。</p> | |
| <p>平成21年度より、各種の国際基準やSNAに基づく統計との整合性に関する検討を開始して、その進捗状況を公表するとともに、社会保障費用統計に関する国際会議に参加して情報収集などを行った。22年度はこれらの調査・確認を継続するとともに、その結果を踏まえて、基幹統計としての整備に向けて、今後の社会保障給付費の在り方等について検討を進める予定。</p> | <p>平成21年度に行った国際基準、SNAとの整合性の検討結果を評価し、基幹統計化に向けての見直しをつける必要がある。</p> |